

西部地区農業活性化プロジェクト推進事業

鳥取県西部総合事務所農林局 資料

H20年5月16日

1 事業の概要

西部総合事務所管内において、県、市町村、市町村農業委員会、農協、建設業協会、農業開発公社、県農業会議等の関係機関や農業者等との連携を促進しながら、西部地区の重要課題に総合的に対応し、農業振興や地域の活性化につなげていくための推進事業を実施。事業費752千円(国1/2)

2 事業の内容

(1) 遊休農地の有効活用と拡大防止に向けた具体策等を検討・提案するための「西部地区遊休農地対策協議会」の開催

(2) 農業の担い手の育成確保に向けた具体策の検討・提案を行う「西部地区販売額1000万円農家育成プロジェクト推進協議会」の開催

(3) 西部地区の主要課題に対応し取組みを推進するための調査研究等の実施等

鳥取県西部地区農業活性化計画 全体図

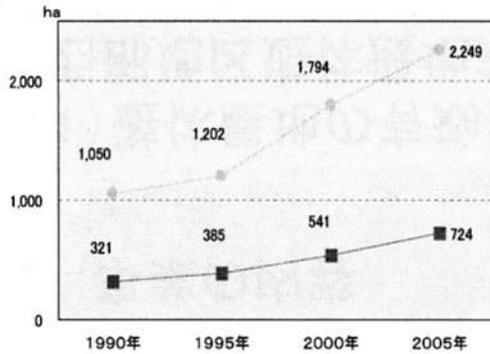
平成19年9月
西部総合事務所農林局

～ 関係機関等の連携により、遊休農地の解消と有効活用を促進し、産業の振興や地域の活性化を図る ～

現状及び課題

○遊休農地が年々増加し管内700ha超
特に米子市・境港市の弓浜地区に多い

耕作放棄面積の推移(センサス:総農家)



農業経営基盤強化促進法改正 (H17年9月)

- 遊休農地対策を強化し、所有者への行政措置命令等が可能に
- 市町村が遊休農地の対応方針を明確化

- 農家も期待
- 市町村・農業委員会等も動き出した

西部地区遊休農地対策協議会設立 (H18年2月)

建設業協会も参加

- ①「西部発遊休農地対策モデル事業」を18年度予算化実施(事業費328千円)
- ② 遊休農地対策シンポジウムinせいぶ開催(H18年11月)
- ③ まずは、農業委員・市町村等の本来業務としての認識・意識啓発が重要
- ④ 農協を巻き込んで、白ねぎ等産地復興や農業振興に結びつけることが大切
- ⑤ 新規・退職就農、企業等異業種参入、地域づくり等の観点も必要

対応策

実践・実証

- ① 市町村の枠を越えた遊休農地のあっせん機能の強化
 - ・西部地区遊休農地対策協議会での検討
 - ・調査、実態把握、事例研究、農業者との意見交換等
- ② 遊休農地の復元・活用と特産物の導入
 - ・和牛放牧、チャレンジプラン等
 - ・法人、企業等への情報提供と連携
 - ・新規、退職就農者等への支援(農業基礎講座、支援事業)
 - ・白ねぎ産地復興プロジェクト(振興方策の具体化、効能試験)
 - ・集落営農の推進による農地の有効活用

普及啓発・提案

- ① 遊休農地解消成果発表会(H20年1月開催予定)
- ② 対応策の具体化、提案

目標

農地の蘇生による豊かな地域づくり
～遊休農地を有給農地へ～

- ① 遊休農地拡大防止
 - ・724ha('05センサス) → 724ha('10センサス)
- ② 白ねぎ産地の復興
 - ・305ha(H17) → 325ha(H21)
- ③ ブロッコリーの振興拡大
 - ・257ha(H17) → 280ha(H21)
- ④ ラッキョウ等新規作物の導入、拡大
- ⑤ 企業参入の拡大
 - ・4社(H18) → 15社(H22)
- ⑥ 集落営農の法人化、組織化の拡大
 - ・4集落(H17) → 30集落(H22)
- ⑦ 新規就農者等の確保、増加

連携

促進

西部地区の遊休農地対策等の取組み(まとめ)

これまでの取組み

1年目
(H18年度)

- ①問題提起・啓発
- ②連携の仕組みづくり
- ③実態把握・調査

2年目
(H19年度)

- ①対策の実証・普及
- ②各市町村の主体的取組へ誘導
- ③新たな視点での検討
- ④対策の提示
- ⑤県内への波及

ねらい

実績

- ①西部地区遊休農地対策協議会の設置(2月)
<メンバー19名>
市町村、農業委員会農協、農業者、公社建設業協会、農業会議県(西部総合事務所)
- ②協議会の開催(3回)
- ③意見交換会開催
- ④先進事例の調査
- ⑤西部地区シンポジウム開催(11月)
- ⑥局ミッションへ位置づけ取組を明確化

- ①協議会での調査、検討(3回)
- ②和牛放牧実証
- ③干拓地での対応
- ④国との連携
農政局との連携開始
農山漁村活性化プロジェクト交付金の活用
- ⑤西部地区1000万農家育成プロジェクト推進協議会設立(8月)
- ⑥NPO・企業との意見交換会(12月)
- ⑦県全域対象の成果発表会の開催(1月)

成果(H18・H19)

連携の仕組み構築

- ①西部地区遊休農地対策協議会
- ②西部地区1000万農家育成プロジェクト推進協議会

米子地方農林振興協議会

普及・啓発

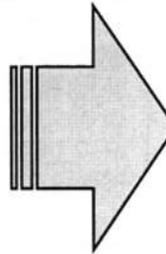
- ①シンポジウム 250人
- ②事例発表会 230人
- ③ホームページ等による広報
- ④他地域への波及(八頭、県庁他)

実践・実証

- ①遊休農地の解消
 - 市町村計 約30ha(集計中途)
 - 和牛等放牧58ha(県下の48%)
 - 企業参入(利用権設定)
 - ・新規参入6.6ha、4社(参入企業は現在11社)
 - ・A農場 13.6ha(新規設定)
- ②行動計画策定・実践
 - 市町村基本構想
 - 市町村遊休農地解消計画
 - 鳥取県西部地区活性化計画
 - 西部発1000万農家育成プロジェクト推進計画(骨子)

新たな動き(H19)

知事
マニフェスト(4月)



遊休農地
ゼロを目指す閣議
決定(6月)

国が活性化
法策定
施行(8月)

今後の取組み

鳥取県西部地区
活性化計画
等の推進

市町村・農業委員会等関係機関の主体的取組の促進と連携の強化(継続)

西部地区の主要課題に総合的に対応

- ①遊休農地の解消と有効活用の促進
- ②担い手の育成確保
- ③産地づくり、復興等

農業の振興

地域活性化

定住や交流の拡大

西部地区遊休農地対策協議会の取組み状況（2年目）

開催期日	主 な 内 容	目 的
平成19年 6月12日	○ 弓浜・彦名干拓地営農状況調査（春期）	実態把握、分析
7月～8月	○ 農業参入企業訪問調査 （経営支援課とともに）	実態把握、分析 （新たな視点で） の検討
8月～11月	○ 和牛放牧実証（大山町、伯耆町）	対策の実証・普及
9月10日	○ 協議会の開催（平成19年度 第1回） ・各市町村の遊休農地の実態及び対応状況 の検証（農業委員会実施の調査結果等） ・優良農地の有効活用策の推進検討 （モデル地区の設定）	優良農地の有効活 用対策の具体化
10月22日 11月27日 12月17日 12月25日 12月26日	○ 農政局との弓浜地区遊休農地検討会 （米子市、境港市）	対応策検討
10月23日	○ 弓浜・彦名干拓地営農状況調査（秋期）	実態把握、分析
11月22日	○ 西部ヤギ研究会	実態把握、分析 （新たな視点で） の検討
12月 6日 12月11日	○ どじょう先進地調査（安来市）	
12月25日	○ 協議会の開催（平成19年度 第2回） ・先進事例調査等報告 ・取組み成果の検証 ・遊休農地解消に向けた施策提案、対応策 等の検討 ・事例発表会の開催方法の検討	対応策等の具体化 施策検討
平成20年 1月25日 2月21日	○ 干拓地等での意見交換会の開催 ・弓浜干拓地区（境港市） ・彦名干拓地区（米子市）	調査研究 （優良農地の有 効活用対策の 検討）
2月19日	○ 伯州綿（浜綿）復活プロジェクト設立	新たな展開
2月27日	○ 遊休農地解消事例研究会 （県農業会議と共催、於：米子コンベンション） ・講演 ・農政局遊休農地対策キャラバン ・事例発表 ・西部発の遊休農地解消対策の報告 等	普及啓発 対応策等の提示 県内への波及
3月26日	○ 協議会の開催（平成19年度 第3回） ・平成19年度の実績検討 ・平成20年度の各市町村及び西部地区の 遊休農地対策推進等の検討	各市町村等の主体 的な取組みを促進 と連携の強化 （継続）

平成20年度 事業計画

西部地区遊休農地対策協議会

開催計画	主 な 内 容	目 的
平成20年 4月～11月	○ 遊休農地の解消及び優良農地の有効活用 対策の推進 ・各市町村等でモデル地区設定及び対応等 (弓浜地区、大山山麓地区、放牧、企業参 入等) ・現地検討会 等	対策の実証・普及 <u>現場での実践、推 進、参画</u>
5月～ (随時、必要に応 じて実施)	○ 調査研究、研修会、意見交換会の実施	事例研究 対応策等検討 フィードバック
5月～11月	○ 和牛及びヤギ放牧、綿の栽培等実証 (米子市、境港市、大山町、伯耆町等)	対策の実証・普及
6月	○ 弓浜・彦名干拓地営農状況調査(春期)	実態把握、 解消状況等分析
6月	○ 協議会の開催(第1回) ・各市町村の遊休農地の解消計画等の対応 状況等検討 ・優良農地の有効活用策の推進検討 (モデル地区での取組み検討)	優良農地の有効活 用対策の具体化
9月	○ NPO、農業参入企業との意見交換会 (県農業会議と共催)	調査研究 (新たな視点で) の検討
10月	○ 弓浜・彦名干拓地営農状況調査(秋期)	実態把握、 解消状況等分析
10月	○ 協議会の開催(第2回) ・先進事例調査等報告 ・取組み成果の検証 ・遊休農地解消に向けた施策提案、予算要 望、対応策等の検討	対応策等の具体化 施策検討 次年度に向けた予 算確保等
平成21年 2月	○ 協議会の開催(第3回) ・平成20年度の実績検討 (鳥取県西部地区農業活性化計画、各市町 村の取組み等) ・今後の西部地区の遊休農地対策推進計画 等の検討	実績、計画検討

(注) 米子地方農林振興協議会へその都度進捗状況等報告、検討

西部地区遊休農地対策協議会規約

(目的)

第1条 西部総合事務所農林局地域（以下「地域」という。）の関係機関及び農業者等が連携し、遊休農地の解消に向けた広域的な取り組みを促進するため、西部地区遊休農地対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 この協議会は、遊休農地の解消を図るため、次の取り組みを行う。
また、米子地方農林振興協議会に事業の実施状況等を報告し、連携並びに取り組みの促進を図る。

- (1) 地域内関係機関等の情報交換並びに連絡協調
- (2) 遊休農地解消に向けた検討、調査研究及び啓発活動
- (3) 対応策等の具体化及び提案
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第3条 この協議会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。
ただし、その他の者を、会長が必要に応じて招集し、意見を求めることができる。

- (1) 市町村農業委員会長
- (2) 市町村担当課長
- (3) 鳥取県農業開発公社西部支所長
- (4) 鳥取西部農業協同組合営農部長
- (5) 管内農事実行組合代表
- (6) 鳥取県建設業協会西部支部代表
- (7) 鳥取県農業会議事務局長
- (8) 鳥取県西部総合事務所農林局長

(役員)

第4条 この協議会に、会長（1名）、副会長（2名）をおき、委員の互選によりこれを定める。

役員任期は原則2年とし、就任の日から起算する。ただし、欠員によって補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 会長は会を代表し、会務を総括する。副会長は会長を補佐し、会長の事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じ、会長が召集する。

- 2 会議の進行は、事務局が行う。

(事務局)

第6条 この協議会の事務局は、鳥取県西部総合事務所農林局農業振興課内におく。

(その他)

第7条 規約に定めるものの他、必要な事項は、会長が定める。

附則 この規約は平成18年2月24日から施行する。